

皆様(みなさま)が市役所(しやくしょ)や支所(ししょ)、サービスセンター(さーびすせんたー)にどうしても必要(ひつよう)な用事(ようじ)がないときは、来(こ)ないでください。

どうしても必要(ひつよう)な用事(ようじ)があるときは、午前(ごぜん)10時(じ)から午後(ごご)4時(じ)までに来(き)てください。

市役所(しやくしょ)や支所(ししょ)、サービスセンター(さーびすせんたー)に用事(ようじ)がある人(ひと)が行(い)かなくていいように手続(てつづ)きについて知(し)ませます。

住民異動(じゅうみんいどう)や各種証明書交付(かくしゅしょうめいしょこうふ)の手続(てつづ)き

税務証明(ぜいむしょうめい)の申請手続(しんせいてつづ)き

郵送(ゆうそう)による申請(しんせい)が可能(かのう)な国民年金(こくみんねんきん)の手続(てつづ)き

国民健康保険(こくみんけんこうほけん)の手続(てつづ)き

介護保険(かいごほけん)の手続(てつづ)き

郵送(ゆうそう)でできる後期高齢者医療制度(こうきこうれいしゃいりょうせいど)の手続(てつづ)き

郵送(ゆうそう)でできる障害福祉関係(しょうがいふくしかんけい)の手続(てつづ)き

児童手当(じどうてあて)・特例給付現況届(とくれいきゅうふげんきょうとどけ)の提出(ていしゅつ)

届出書類(ていしゅつしよるい)(消防局(しょうぼうきょく))の郵送受付(ゆうそううけつけ)

戦没者等(せんぼつしゃなど)の遺族(いぞく)に対(たい)する特別弔慰金(とくべつちよういきん)の請求手続(せいきゅうてつづ)き

水道(すいどう)の使用開始(しょうかいし)・中止(ちゅうし)の手続(てつづ)き

介護保険サービス事業者(かいごほけんさーびすじぎょうしゃ)にかかる届出等(とどけでなど)

障害福祉サービス事業者(しょうがいふくしさにびすじぎょうしゃ)にかかる届出等(とどけでなど)

廃棄物減量化等計画書(はいきぶつげんりょうかとうけいかくしょ)・再生資源集団回収(さいせいしげんしゅうだんかいしゅう)などの手続(てつづ)き